

高知大学医学部附属病院脳卒中・心臓病等総合支援センター規則

令和7年5月18日
規則 第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学医学部附属病院規則第8条の3第6項の規定に基づき、脳卒中・心臓病等総合支援センター（以下「センター」という。）の運営等に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、脳卒中・心臓病等（以下「循環器病」という。）に関する情報提供、相談支援を行うとともに、高知県内の各機関の相談支援ネットワークの構築による高知大学医学部附属病院を中核とした地域全体での患者支援体制の構築等を行い、総合的に循環器病に関し支援することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 循環器病対策に関する諸活動の支援に関すること。
- (2) 循環器病に関する総合相談窓口の設置に関すること。
- (3) 循環器病に関する情報提供を効率的に行うためのパンフレット、ホームページ等の作成及び提供に関すること。
- (4) 循環器病の相談対応に関する情報共有並びに相談対応の質向上に向けた教育及び研修の実施に関すること。
- (5) 循環器病に関する高知県内の相談支援ネットワークの構築に関すること。
- (6) その他総合的な循環器病に関する支援に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 循環器内科の医師 若干人
- (4) 脳神経外科の医師 若干人
- (5) 地域医療連携室副室長 1人
- (6) 看護師 若干人

- (7) 薬剤師 若干人
- (8) 管理栄養士 若干人
- (9) 理学療法士 若干人
- (10) 作業療法士 若干人
- (11) 言語聴覚士 若干人
- (12) 医療ソーシャルワーカー 若干人
- (13) その他センター長が必要と認めた者

2 センター長は、老年病科若しくは循環器内科又は脳神経外科の教授、准教授、講師又は助教のうちから病院長が任命する。

3 副センター長は、老年病科若しくは循環器内科又は脳神経外科の教授、准教授、講師若しくは助教又は医療職員のうちから病院長が任命する。

4 第1項第3号から第13号までに掲げる者は、病院長が委嘱する。

(運営委員会)

第5条 センターの運営に関し必要な事項を審議するため、高知大学医学部附属病院脳卒中・心臓病等総合支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会については、病院長が別に定める。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年5月18日から施行する。